申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認	可 4	等 <i>の</i>) 内	容	新座市地区まちづくり協議会の認定
根拠氵					新座市地区まちづくり推進条例第8条第1項
					地区住民及び準備会は、地区のまちづくりを行うための団
					体を組織したときは、市長に対し、地区まちづくり協議会(以
					下「協議会」という。)の認定を申請することができる。
所管	部	課	係	名	まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審					新座市地区まちづくり推進条例施行規則第5条第1項
					条例第8条第1項の規定により協議会の認定を申請しよう とする団体は、新座市地区まちづくり協議会認定申請書に次
					こりる団体は、新座市地区よりラくり協議云誌足中調音に次 に掲げる図書を添えて、これを市長に提出しなければならな
					い。
					(1) 規約その他これに類するもの
					(2) 構成員の住所及び氏名を記載した名簿
					(3) 活動の内容及び時期を記載した計画書
					(4) 地区のまちづくりの区域を示す図面
					(5) 地区のまちづくりの区域内の土地の地番及び地積並び
					に地区住民の区分、住所並びに氏名を記載した一覧簿 (6) 条例第8条第2項第6号に規定する同意があったこと
					(6) 条例第8条第2項第6号に規定する同意があったこと を証する書類
					(7) 地区住民への協議会の設立に関する情報の公表及び周
査					知の状況を示す書類
					新座市地区まちづくり推進条例第8条第2項、第3項、第4項
					2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、
					その団体が次に掲げる要件に該当するときは、協議会とし て認定するものとする。
	関	係	条	項	
		ÞΝ	*	人	(2) 代表者を定めていること。
					(3) 地区住民で構成していること。
					(4) 地区のまちづくりの区域を定めていること。
					(5) 活動の目的が第1条に規定する目的及び第6条のまち
					づくり基本計画に即していること。
基					(6) 規則で定めるところにより、地区住民から地区のまち づくりに関する同意を得ていること。
					っくりに関する问息を得ていること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件
					3 市長は、規則で定める団体が協議会の認定を申請した場
					合において、その団体が次に掲げる要件に該当するときは、
					協議会として認定するものとする。
					(1) 地区のまちづくりの区域を定めていること。
					(2) 活動の目的が第1条に規定する目的及び第6条のまち
					づくり基本計画に即していること。
					(3) 規則で定めるところにより、地区住民から地区のまち づくりに関する同意を得ていること。
					(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める要件
					4 市長は、第2項又は第3項の規定による認定を行うに当
進					たり、必要があると認めるときは、新座市都市計画審議会
' -					(以下「審議会」という。)の意見を聴くことができる。

新座市地区まちづくり推進条例施行規則第5条第3項 条例第8条第2項第7号の規則で定める要件は、次に掲げ るものとする。

- (1) 規約等に次に掲げる事項を記載していること。
 - ア 地区住民の参加の機会の保障
 - イ 団体における活動等の透明性の保障
 - ウ 団体の構成員の地区のまちづくりの重要な意思決定 への関与
- (2) 構成員が2人以上であること。
- (3) 地区のまちづくりの区域の面積が 0.3 ヘクタール以上であること。
- (4) 地区のまちづくりの区域が次のいずれかに該当すること。

ア 法第7条第2項に規定する市街化区域

- イ 法第7条第3項に規定する市街化調整区域のうち、 市街化調整区域の開発許可条例第3条第1項第1号に 規定する区域区分日前に住宅の建築を目的として造成 された一団の土地で、市長が指定した土地の区域
- ウ ア又はイに掲げるもののほか、市長が認める区域
- (5) 既に認定を受けている協議会の地区のまちづくりの区域と重複し、又は隣接するときは、当該協議会と必要な調整が図られていること。
- (6) 政治又は宗教の活動を目的としたものでないこと。
- (7) 活動内容が特定のものに不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすものでないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める活動を行うものでないこと。
- 新座市地区まちづくり推進条例施行規則第6条第4項 条例第8条第3項第4号の規則で定める要件は、次に掲げ るものとする。
 - (1) 地区のまちづくりの区域の面積が 0.3 ヘクタール以上であること。
 - (2) 地区のまちづくりの区域が次のいずれかに該当すること。
 - ア 法第7条第2項に規定する市街化区域
 - イ 法第7条第3項に規定する市街化調整区域のうち、 市街化調整区域の開発許可条例第3条第1項第1号に 規定する区域区分日前に住宅の建築を目的として造成 された一団の土地で、市長が指定した土地の区域
 - ウ ア又はイに掲げるもののほか、市長が認める区域
 - (3) 既に認定を受けている協議会の地区のまちづくりの区域と重複し、又は隣接するときは、当該協議会と必要な調整が図られていること。
 - (4) 政治又は宗教の活動を目的としたものでないこと。
 - (5) 活動内容が特定のものに不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすものでないこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める活動を行うものでないこと。

	基準(未設定の場合はその理由)	
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理	標準処理期間 (未設定の場 合はその理由)	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績が なく、あらかじめ処理期間を設定することは困難である ため未設定。
理 期 間	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)